

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 特別障害者の贈与税の非課税

Q：私には、身体障害2級の認定を受けている娘がいます。私も老齢となり娘の将来が心配ですので、あらかじめ財産を分けておきたいと思っています。

ところで、特別障害者に対する贈与には優遇措置があると聞いたのですが、どのような制度でしょうか。

A：特別障害者を受益者とする特定の信託契約をする場合は、贈与税は課税されません。

#### 【解説】

相続税法では、特別障害者の生活の安定を図るため、6千万円までは贈与税が課税されない制度が設けられていますが、非課税とされる財産は特別障害者の生活費や療養費に充てられるものに限られています。

また、非課税とされる贈与財産は、特別障害者扶養信託契約に基づく信託の受益権に限られます。この場合における特別障害者扶養信託契約とは、①現金、②有価証券、③金銭債権、④立木とその土地、⑤賃貸不動産等の財産について、個人が受託者（信託会社及び信託業務を兼営する金融機関に限られます）と締結した信託契約で、委託者以外の1人の特別障害者を信託の全部の受益者とする、一定の要件を備えたものをいいます。

この非課税規定の適用を受けるためには、「障害者非課税信託申告書」をその信託の受託者の営業所を経由して特別障害者の納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

